

(平成21年2月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A有限会社（昭和44年11月にB株式会社に改称。以下同じ。）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和38年5月1日）及び資格取得日（昭和38年8月19日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月1日から同年8月19日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらったが納得できない。

私は、申立期間当時、A有限会社で継続して勤務しており、途中で厚生年金保険の加入記録が欠落するはずがないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A有限会社において昭和37年8月18日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、38年5月1日に被保険者資格を喪失後、同年8月19日に同社において再度被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、社会保険事務所が保管するA有限会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同日の昭和37年8月18日に同保険の被保険者資格を取得している同僚のうち、供述を得られた4人中2人が、申立人は申立期間において同社に継続して勤務しており業務内容及び勤務形態の変更は無かったこと、並びに申立期間は申立人と仕事内容も同じであったことを供述しているところ、当該4人の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険等の被保険者記録に空白が無い上、申立人と仕事内容も同じであったことを供述し

ている別の同僚が、「私は、昭和 38 年 4 月ごろ A 有限会社に入社したときから、申立人と一緒に住み込みで働いていた。」と供述しており、当該同僚についても、同年 5 月 2 日から 47 年 9 月 26 日までの期間、厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 5 月から同年 7 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（社会保険事務所の厚生年金保険適用事業所名は、B事業所。以下同じ。）における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 35 年 4 月から 42 年 3 月までの給与支払明細書において、社会保険料が当月控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が同年 2 月までになっている。3 月末日退職なので 4 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人が昭和 42 年 3 月 31 日までA株式会社において勤務し、同年 3 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の厚生年金保険料控除額及び社会保険事務所が保管する申立人の昭和 42 年 2 月の記録から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録によると、A株式会社が昭和 46 年 6 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主も既に死亡していることから供述を得ることができないが、事業主が資格喪失日を 42 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け出たと考えられ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料の納入の告知

を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月 15 日から 37 年 8 月 1 日まで
② 昭和 38 年 8 月 1 日から同年 11 月 14 日まで

平成 20 年 3 月に年金記録を確認したところ、両申立期間については脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。

申立期間②に係る A 株式会社では、わずか 3 か月しか勤務しておらず、厚生年金保険の加入の話は聞いていない上、脱退手当金の知識も無く、脱退手当金の請求書を作成した記憶は無い。また、同社を退職後 3 年 6 か月も経過して脱退手当金が支給されたことになっているが、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間に係る脱退手当金は、申立期間②に係る A 株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 年 6 か月後の昭和 42 年 4 月 25 日に支給決定されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立期間②に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は旧姓のままであり、両申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 37 年 11 月 15 日に婚姻し、改姓していること、及び現在まで所持している厚生年金保険被保険者証に氏名変更された記録が無いことから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給した場合、両申立期間当時の事務処理において厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 1 日から 34 年 6 月 15 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、社会保険事務所から申立期間について記録が無いとの回答を受けた。

しかし、私は、A株式会社で勤務していた友人の紹介で、昭和 32 年 10 月 1 日から同社で勤務しており、入社時には、当該友人に、同社が厚生年金保険に加入していることを確認していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述から、申立人が、期間は特定できないものの、A株式会社において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が、A株式会社で一緒に勤務していたと主張している同僚二人は、「私は、入社しても社会保険に加入させてもらえなかった。病気になり健康保険証が必要になったことから、社長に直訴して加入させてもらった。それまでは、厚生年金保険料も給与から控除されていない。」「2年近く勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は9か月である。」と供述していることから、同社では、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえるところ、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和 32 年 5 月から 35 年 6 月までの期間に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の被保険者番号に欠番が無いことから、申立人の同社における記録が失われたとは考え難い。

さらに、A株式会社は昭和 57 年 3 月 31 日に解散しており、申立期間当時の事

業主、事務責任者及び申立人に同社を紹介したとする同僚は死亡していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険適用状況等に関する供述及び資料を得ることができない。

なお、申立人が昭和34年6月15日から厚生年金保険被保険者であることが確認できるB株式会社C営業所の社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できる同僚の供述から、申立人が、期間は特定できないものの申立期間の一部期間において、B株式会社C営業所で勤務していたことが推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。また、社会保険事務所が保管するB株式会社C営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は確認できない。さらに、申立期間当時のB株式会社C営業所の所長及び事務責任者は既に死亡しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険適用状況に関する供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月 1 日から 34 年 10 月 24 日まで
若いころから長年働いてきたにもかかわらず、もらっている年金額が少ないのを疑問に思っていたので、ねんきん特別便が送られてきた際に、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A 営団に勤めた期間が脱退手当金として支給決定されているとの回答をもらった。しかし、脱退手当金を請求して受給した記憶が無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給決定額に計算上の誤りは無く、社会保険庁が管理するオンライン記録によると、A 営団における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 35 年 3 月 12 日に支給決定されている上、申立期間当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月から同年 5 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については加入記録が無い旨の回答があった。私は、昭和 35 年の正月に A 株式会社の社長から責任者として雇用したいので来てほしいとの打診があり受諾した。同年 3 月には親会社の B 株式会社で 10 日間くらいの技術講習会に参加した。正社員としての採用であり、当然厚生年金保険に加入していたと思っているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述、申立人から提出された B 株式会社が行った技術講習会の修了証書等から、申立人が A 株式会社に昭和 35 年 3 月に入社し、申立期間において勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する A 株式会社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の氏名は無く、健康保険の被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、A 株式会社は、昭和 38 年 5 月 25 日に解散しており、事業主は死亡し、資料も残っていないため、申立期間における厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 9 月 5 日から 26 年 5 月 1 日まで

昭和 21 年から自宅で米の配給所を営み、A 営団 B 支所 (同営団は、昭和 23 年 2 月に解散し、同年同月「C 公団 B 支所」が発足。以下同じ。) の業務に携わっており、当初から厚生年金保険に加入していた。

申立期間においても継続して配給所を営んでいたにもかかわらず、厚生年金保険が未加入となっているのは納得がいかない。

23 年間厚生年金保険に入っていたはずなのに、3 年分足りない。

現在の厚生年金保険の加入期間に申立期間を加えると、ちょうど 23 年ぐらいになるので、被保険者記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻及び C 公団 B 支所の申立期間当時の職員の供述により、申立人が、申立期間においても、配給所 (米の小売) の業務を営んでいたことが推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に対し納付していた事実を確認できる資料等はない。

また、社会保険事務所が保管する C 公団の厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の妻が近隣地区内の同業者であったと申し立てている 8 人のうち 6 人は、当該事業所において厚生年金保険被保険者としての記録が無い上、その残りの 2 人と申立人を含む 22 人は昭和 23 年 9 月に被保険者資格を一斉に喪失していることが確認できるが、一方、同名簿において、C 公団 B 支所における被保険者のうち、申立期間当時の当該事業所の役職員を含む 18 人は申立期間においても被保険者資格が継続していることから、申立期間当時の C 公団は、事業所の役職員等であった者を除き、一部の配給所 (米の小売) の業務を行う者について、厚生年金保険被保険者としなかったことが推認される。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業所の責任者も死亡していることから、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除等に係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。